

令和7年度沖縄県看護師等修学資金募集要項

- 1 制度の趣旨 沖縄県看護師等修学資金は、県内の看護職員の確保及び質の向上に資することを目的として、将来沖縄県内において看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の業務に従事しようとする者に対し、修学のための資金を「貸与」するものです。※給付金ではありません。

- 2 対 象 者 次に掲げる要件の全てを満たす者
- ① 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者
 - ② 卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設等（免除対象施設）において一定の連続した期間、看護職員として業務に従事しようとする者
 - ③ 高等教育の修学支援新制度による支援（授業料等減免、給付型奨学金）を受けていない者
 - ④ 県外での「就業」を条件とした奨学金等を受給していない者
 - ⑤ 県内医療機関等から「就業」を条件とした奨学金等を受給していない者（令和7年度新設）

3 貸 与 額

種別	課程	設置主体	金額
第一種	保健師、助産師、看護師	国公立	月額 32,000 円
		私 立	月額 36,000 円
	准看護師	国公立	月額 15,000 円
		私 立	月額 21,000 円
	大学院修士課程		月額 83,000 円
第二種	在学する養成施設等の授業料、施設整備費、実習費に相当する金額(ただし、年額 70 万円を上限とする)		

- 4 貸 与 期 間 令和7年4月から令和8年3月まで

- 5 貸 与 決 定 令和7年7月に養成施設等の長を経由して申請者に通知します。
※予算の範囲内で貸与を行います。申請しても貸与を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【参考】過去3年実績

- ・令和6年度 申請者「209人」、貸与者「99人」
- ・令和5年度 申請者「162人」、貸与者「107人」
- ・令和4年度 申請者「170人」、貸与者「86人」

- 6 貸与方法 第一種：年3回（7月、10月、1月）に分けて指定口座に振り込み
第二種：貸与額の全額を貸与決定月の翌月に指定口座に振り込み

7 申請書類 （第一種・第二種共通）

※記入漏れや必要資料等の不備があった場合、選考の対象外となる場合があります。以下については遺漏なく確実に提出してください。

- ① 修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ② 住民票謄本
 - ・ 3か月以内に発行され、申請者と「※同一世帯」の者全員分
 - ・ 本籍、筆頭者及び続柄の記載のあるもの
 - ・ マイナンバーの記載がないもの
- ③ 医療保険証の写し等
 - ・ 申請者と「※同一世帯」の者全員分
 - （ア）既存の紙保険証の場合：写しを提出してください。
 - （イ）資格確認書の場合：写しを提出してください。
 - （ウ）マイナ保険証の場合：マイナポータルより「医療保険の資格情報」を出力印刷のうえ提出してください。
 - 「マイナポータル」>「健康保険証」>「資格情報をPDFで保存」
- ④ 令和6年度（令和5年分）の所得課税証明書
 - ※発行する市町村によって名称が変わります。必ず課税情報の表示があるものを提出してください。
 - ・ 申請者と「※同一世帯」の者全員分（未成年者は除く）

「※同一世帯」について（②～④共通）

・ 所得税上の扶養（生計同一）や社会保険上の扶養（家計を主に支える者の保険に加入）を受けている場合は、扶養者と被扶養者は「※同一世帯」扱いになります。

※住民票上の別居や世帯分離であっても、「※同一世帯」扱いとなりますので扶養者の源泉徴収票や保険記号番号等でご確認ください。

- ⑤ 履歴書
- ⑥ 養成施設の推薦書（第2号様式）
- ⑦ 債権・債務者登録申出書（過去に貸与を受けた者は省略可）
- ⑧ 申請者名義の預金通帳の写し等（口座名義、口座番号が確認できるもの：省略不可）
- ⑨ その他、世帯の収入が確認できる資料の写し
（例）他種の奨学金を受給または見込みの場合：受給証 等
遺族年金・恩給等、非課税で所得証明書に反映されない場合また

は見込みの場合：遺族年金通知書、児童扶養手当証書、給付金通知書 等

※受給（または申請等）しているにも関わらず記載や提出が無い場合、虚偽申請とみなします。（関係機関へ調査依頼予定）

⑩ 所得の特別控除に係る確認資料の写し

(例)長期療養者のいる世帯：直近3か月分の治療費領収書の写し等

⑪ 連帯保証人の印鑑登録証明書（2人分）

・連帯保証人は、沖縄県内に住所を有し、独立した生計を営む身元確実な成年者が2人必要です。

⑫ 同意書

⑬ 過去の貸与決定通知書の写し(過去に貸与決定を受けた者のみ)

(第二種のみ)

⑭ 第二種修学資金貸与申請理由書

・世帯の経済状況を証する客観的資料の写しを添付してください。

非課税世帯の場合：所得課税証明書（④で徴収）

生活保護を受給している場合：受給証明書

(留意事項)

・第二種は、特に経済的に困窮している世帯（非課税世帯、生活保護世帯等）の学生のみが対象です。要件に該当しない方は申請しないでください。

・第一種と第二種の併願はできません。第二種の選考から外れた申請は、第一種の申請として取り扱います。

8 申請手続 在学する養成施設を経由して県に提出してください。

9 申請期限 令和7年5月21日（水）※必着

10 貸与の取消 次のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与が取り消されます。

① 養成施設又は大学院を退学したとき。

② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

③ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。

④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

⑤ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められたとき。

⑥ 申請内容に虚偽があつた場合

11 返還免除 養成施設を卒業後、すぐに免許を取得し、かつ、免許取得後、直ちに沖縄県内の免除対象施設で看護業務に従事した場合において、その引き続く従事期間が以下の期間に達したときは、修学資金の返還が免除されます。

種別	義務年限
第一種	貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（上限5年）
第二種	貸与を受けた期間の3倍に相当する期間（上限10年）

※第一種及び第二種の貸与を受けた場合は、上記の期間を合算した期間（上限10年）

※免除対象施設が地域保健法第24条第2項第1号に定める特定町村に所在する場合には、義務年限が短縮される特例があります。

（免除対象施設）

県内の次の①から⑲までのいずれかの施設

- ① 許可病床が200床未満の病院（北部、宮古、八重山の各保健医療圏域は200床以上の病院も対象）
- ② 救急病院
- ③ 精神病床数が80%以上を占める病院
- ④ 国立ハンセン病療養所
- ⑤ 診療所
- ⑥ 65歳以上の者の収容比率が60%以上の病棟を有する病院
- ⑦ 助産所（助産師のみ）
- ⑧ 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- ⑨ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ⑩ 母子健康包括支援センター（助産師のみ）
- ⑪ 特定町村（保健師のみ）
- ⑫ 介護老人保健施設
- ⑬ 訪問看護事業所
- ⑭ 特定施設入居者生活介護事業所
- ⑮ 介護予防訪問看護事業所
- ⑯ 老人デイサービスセンター
- ⑰ 老人短期入所施設
- ⑱ 養護老人ホーム
- ⑲ 特別養護老人ホーム

12 返 還 次のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた期間に相当する期間内に、修学資金を返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸与が取り消されたとき。
- ② 養成施設を卒業した年の試験に合格できなかったとき。（※卒業後に免許が取れなかったとき）
- ③ 免許取得後、直ちに免除対象施設において看護業務に従事しなかったとき。
- ④ 修士課程修了後、1年を経過する日までに免除対象施設において看護業務に従事しなかったとき。
- ⑤ 修学資金の返還債務の免除を受ける前に看護業務外の理由により死亡し、又は免除対象施設において看護業務に従事しなくなったとき。
- ⑥ 義務年限満たさずに、免除対象施設を退職したとき
- ⑦ 義務年限満たさずに、県外に転出したとき

13 留意事項

予算の範囲内で貸与者を決定するため、厳正な審査を行う必要があります。記載内容の不備や必要資料の不備等があると、審査が行えないため、選考の対象外となることがありますので、十分留意してください。

また、事業制度の認識不足等による修学資金の返還が多発しております。事業の趣旨及び条件等を十分に理解したうえで、ご自身の責任において申請くださいますようお願いいたします。

【主な返還事例】

- ・ 県外へ転出した。
 - ・ 転職先が免除対象施設ではなかった。
 - ・ 親の勧めで申請した為、条件等把握していなかった。
 - ・ 卒業年に不合格のため免許取得できず、看護業務に従事できなかった。
 - ・ 継続して従事しなかった（退職の後、複数月経過後に復職した）。 等
- ※産育休は継続従事とみなされます。